

# 公益社団法人三田市シルバー人材センター安全就業基準

## (目的)

第1条 この基準は、公益社団法人三田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができることを目的に設ける。

## (会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、法令等を遵守するとともに、この基準に基づき、事故の発生防止に努めなければならない。

2 会員は、この基準を逸脱して賠償責任事故を発生させた場合、責めを負うことがある。

## (安全就業の心得)

第3条 会員は、次の安全就業の心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと
- (2) 器具類は、使用前に必ず点検すること
- (3) 服装・履物は作業に合った動きやすいものにすること
- (4) 作業前には軽い準備体操をして体をほぐすこと
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと
- (6) 作業現場は、常に整理整頓を心がけること
- (7) 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと
- (8) 体調は常に注意し、健康な状態で就業すること
- (9) 就業の前日は、十分に睡眠をとるように心がけること

## (作業別安全就業基準)

第4条 会員は、各種作業に従事する場合は、別表に定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

## (交通事故の防止)

第5条 会員は、仕事場との往復時や就業中は交通法規を守り、交通事故を未然に防止しなければならない。特に自動車やバイク、自転車の運転にあたっては、自己の能力、判断力等を十分理解しなければならない。

2 会員は、車両を移動させる際は、周辺を十分に確認し、誘導員を設置する等の安全対策を怠ってはならない

## (自然災害への対応)

第6条 会員は自然災害が予測されるときは、天候、気候の変化に気を配り、

事故の未然防止のため最新の情報を得るよう心掛けなければならない。

- 2 会員は台風、豪雨その他の自然災害が予想されるとき、又は注意報や警報等が発令されたときは、安全が確保できない場合には、自己の責任において就業を中止しなければならない。
- 3 自然災害による事故の未然防止のため、やむを得ず就業を中止する場合は、発注者、グループ就業の会員及び必要に応じセンターに連絡しなければならない。

#### (作業現場の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が以下に定める項目に該当する場合、作業に着手してはならない。

- (1) 作業現場が安全衛生面において、危険又は有害な場合。
- (2) 周辺に第三者及びその所有物に損害をあたえる可能性がある場合。

#### (標識の設置)

第8条 会員は通行人等に対し危険と思われる作業をする時は、作業中であることがわかる標識を設置し、通行人等を保護する措置を講じ、事故の防止に努めなければならない。

#### (器具類の使用)

第9条 会員は器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により使用すること。

- 2 会員は就業に使用する器具類については、作業前に点検し安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。
- 3 会員は点検において不良箇所を発見した時は、その器具を使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

#### (健康管理)

第10条 会員は常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

- 2 会員は常に疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけなければならない。

#### (報告義務)

第11条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをした時又は体に異常を感じた時は、直ちに共同作業中の者または本人がセンターに連絡し、応急の処置をとるようにしなければならない。

#### (その他)

第12条 会員はこの基準に定める以外に、センター等により指示があった場

合にはそれに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この基準は、平成6年7月14日から施行する。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

作業別安全就業基準（作業名 植木剪定）

作業名	安全作業のポイント
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業服は、長袖（腕ぬき使用可）長ズボンに袖口のしまったものを着用すること。</li> <li>2. 作業靴は、履き慣れたもので、滑りにくいものを使用すること。（地下足袋、安全靴など）</li> <li>3. 首にタオルを巻くときは、タオルの端を襟首に入れるなどしてまとめること。</li> <li>4. 片づけを含め、ヘルメットは必ず着用し、顎紐を結ぶこと。</li> <li>5. 手袋（軍手等）を必ず着用すること。</li> <li>6. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。常に第三者及びその所有物に損害をあたえる可能性を考慮し、十分な安全対策を講じなければならない。</li> <li>7. 作業後は必ず周囲の状況を確認し、異状があれば報告すること。</li> <li>8. 運搬は限界を見極め、正しい無理のない姿勢で行い、特に腰部を痛めないよう慎重に行うこと。</li> <li>9. 雨天時、雨天後の作業は滑りやすいので十分注意すること。</li> <li>10. 道路付近での作業には、交通量に関係なく、入口と出口に安全表示（立て看板や三角ポールなど）をすること。</li> <li>11. 2 m以上の高所作業では、安全帯を必ず着用すること。</li> <li>12. 蜂の巣・マムシ・害虫等には注意すること。</li> <li>13. 熱中症の恐れがある場合は、休憩を取るなど適切な対応をすること。</li> <li>14. 燃料の搬送は指定の携行缶で行い、注油の際は火気に十分注意すること。</li> </ol>
三脚・脚立使用作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 三脚・脚立(以下、三脚等)は、丈夫な構造で開き止めがついているものを使用すること。</li> <li>2. 三脚等は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、開き止めを確実に掛けること。地盤が不等沈下するような場所では、敷板を敷いて水平面を確保すること。</li> <li>3. 三脚等の上での作業は、体の重心が出ない範囲で行うこととし、天板に乗るなど危険な姿勢で作業しないこと。</li> <li>4. 三脚等を昇降する際には、手に道具等は原則持たないこと。また、飛び降りないこと。</li> <li>5. 作業中の三脚等の周辺には、鋏等刃物類を放置しないこと。</li> <li>6. 三脚等を利用して足場板を架け渡すときは、三脚等の設置間隔を1.8 m以下にすること。</li> <li>7. 剪定作業中の樹下では作業をしないこと。</li> <li>8. 作業高さは、おおよそ4 mまでとし、使用する三脚は3.6 m以内とする。</li> </ol>

梯子使用作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 梯子は、幅30cm以上の丈夫な構造で、滑り止めのあるものを使用すること。</li> <li>2. 梯子は、地面との角度が75度以下になるように掛けることとし、梯子の上部が60cm位上方に出ること。</li> <li>3. 梯子上では、無理な姿勢で作業しないこと。</li> <li>4. 梯子を昇降する際は、手に道具類は原則持たないこと。また飛び降りないこと。</li> <li>5. 道路での作業は、交通量に関係なく標識を設けること。</li> <li>6. 樹木に梯子を立て掛ける際は、樹木の腐朽・弱枝や地盤の沈下等を確認すること。</li> <li>7. 剪定作業中の樹下では作業しないこと。</li> <li>8. 作業高さは、おおよそ4mまでとし、使用する梯子は3.6m以内とする。</li> </ol>
足場台使用作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 足場板は、丈夫なものを使用し、たわみがないものにする。</li> <li>2. 足場板を設置するときは、脚立の天板を使用してはならない。また、脚立に結束するなど確実に固定すること。</li> <li>3. 足場板は、作業床の幅が十分とれるようにすること。</li> <li>4. 足場板上では、無理な姿勢で作業しないこと。</li> <li>5. 足場板上では、1人で作業すること。</li> </ol>
樹上での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 弱枝に足をかけて作業したり、腐朽している樹木の上に乗ったりして作業をしないこと。また、枝を持って移動しないこと。</li> <li>2. 剪定作業中の樹下では作業しないこと。</li> <li>3. 樹枝の切り落としの際、電線等に注意すること。</li> </ol>
刈込作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 共同で刈込作業を行う場合は、刃先に十分注意し、互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと。</li> <li>2. 使用休止中の刈込鉋は、立て掛けたり、刃先を上向きにしないようにすること。邪魔にならない所でかつ目立つ所に刃を下向きに置くこと。また、電動バリカンは休止中に電源コードを抜くこと。</li> </ol>
運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 車両への各種道具及び剪定材の積み下ろしは、荷崩れがおきないように行い、移動時にはロープをかけること。</li> <li>2. 車両の移動について、周辺確認や誘導など、安全対策を講じなければならない。</li> </ol>

作業別安全就業基準（作業名 除草）

作業名	安全作業のポイント
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業服は、長袖（腕ぬき使用可）長ズボンの袖口の閉まったものを着用すること。</li> <li>2. 作業靴は、履き慣れたもので、滑りにくいものを使用すること。（地下足袋、安全靴など）</li> <li>3. 首にタオルを巻くときは、タオルの端を襟首に入れるなどしてまとめること。</li> <li>4. 作業中はヘルメットを必ず適正に着用すること。</li> <li>5. 手袋（軍手等）を必ず着用すること。</li> <li>6. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。常に第三者及びその所有物に損害をあたえる可能性を考慮し、十分な安全対策を講じなければならない。</li> <li>7. 作業後は必ず周囲の状況を確認し、異状があれば報告すること。</li> <li>8. 斜面での作業は、滑りやすいので、十分注意すること。</li> <li>9. 運搬は限界を見極め、正しい無理のない姿勢で行い、特に腰部を痛めないよう慎重に行うこと。</li> <li>10. 長時間の作業は避けること。</li> <li>11. 雨天時、雨天後の作業は滑りやすいので十分注意すること。</li> <li>12. 道路付近での作業には、交通量に関係なく、入口と出口に安全表示（立て看板や三角ポールなど）をすること。</li> <li>13. 作業を始める前に、現場にて全員で、作業方法・安全確認を行うこと。</li> <li>14. 蜂の巣・マムシ・害虫等には注意すること。</li> <li>15. 熱中症の恐れがある場合は、休憩を取るなど適切な対応をすること。</li> </ol>
手作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガラスの破片・釘等に十分注意すること。</li> <li>2. 使用休止中の刃物は、収納ケースに入れておくこと。</li> </ol>
刈払機作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 使用前に必ず点検すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ネジの緩みはないか、また摩耗や破損している箇所はないか確認すること。</li> <li>(2) 作業にあった刃がついているか確認すること。</li> <li>(3) 刃先にひび割れ、めくれ、曲がりなどに異常がないかを点検し、異常がある場合は、使用しないこと。また、改造刃は使用しないこと。</li> </ol> </li> <li>2. 刈払機は必要最低限の出力で使用すること。</li> <li>3. 保護メガネまたはフェイスガードを着用すること。</li> <li>4. 作業中は、常に周辺状況を確認し、防護ネット等により飛石を防止するなど、安全対策を講じなければならない。</li> <li>5. 作業中は、他の人の半径5 m以内に近づかないこと。</li> <li>6. 燃料の搬送は指定の携行缶で行い、注油の際は火気に十分注意すること。</li> <li>7. 刈払機の運搬及び格納時には回転刃を外しておくこと。</li> <li>8. ナイロンコード式草刈機は原則、使用しないこと。</li> </ol>
運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 車両への各種道具及び回収物の積み下ろしは、荷崩れがおきないように行い、必要に応じてシートや網をかけ、上下移動には原則ハシゴを使用すること。</li> <li>2. 車両の荷台での作業は、必ず停車時に行い、無理のない姿勢で作業するなど、転落を防止すること。</li> <li>3. 車両の移動について、周辺確認や誘導など、安全対策を講じなければならない。</li> </ol>